

資料 3 - 3

条例構成案（情報コミュニケーション条例）

高松市手話言語及び障害のある人のコミュニケーション手段に関する条例（※1）	さぬき市手話言語及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例（※1）	観音寺市（三豊市）障がいのある人の情報保障及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例（※2）	丸亀市障がいのある人の情報保障及びコミュニケーション手段の利用促進に関する条例	（仮称）障がいのある人の情報保障およびコミュニケーション手段の利用促進に関する条例
前文	前文	前文	前文	前文
目的	目的	目的	目的	目的
定義	定義	定義	定義	定義
基本理念	基本理念	基本理念	基本理念	基本理念
市の責務	市の責務	市の責務	市の責務	市の責務
市民等の役割	市民の役割	市民の役割	市民の役割	市民の役割
事業者の役割	事業者の役割	事業者の役割	事業者の役割	事業者の役割
連携及び協働				
施策の推進	施策の推進	施策の推進	施策の推進	施策の推進
○手話および多様なコミュニケーション手段に対する理解を深める広報・啓発	○手話は言語であるとの認識の拡大に関する施策 ○障害の特性に応じたコミュニケーション手段への理解の拡大並びにこれらの普及啓発及び利用促進に関する施策	○障がいの特性に応じたコミュニケーション手段への理解の拡大並びにこれらの普及啓発及び利用促進に関する施策	○障がいの特性に応じたコミュニケーション手段への理解の拡大並びにこれらの普及啓発及び利用促進に関する施策	○障がいの特性に応じたコミュニケーション手段への理解の拡大並びにこれらの普及啓発及び利用促進に関する施策
○多様なコミュニケーション手段を容易に選択し、利用できる環境整備促進	○障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備に関する施策	○障がいのある人もない人も安心してコミュニケーション手段を利用できる環境の整備に関する施策	○障がいのある人もない人も安心してコミュニケーション手段を利用できる環境の整備に関する施策	○障がいのある人もない人も安心してコミュニケーション手段を利用できる環境の整備に関する施策
	○障害の特性に応じたコミュニケーション手段による意思疎通の支援に関する施策	○コミュニケーション支援者の養成、研修、派遣及び設置に関する施策	○コミュニケーション支援者の養成、研修、派遣及び設置に関する施策	○コミュニケーション支援者の養成、研修、派遣及び設置に関する施策

				○災害時における情報の提供及び取得並びに意思疎通支援者に関する施策
		○ほか、市長が必要と認める施策	○ほか、市長が必要と認める施策	○ほか、市長が必要と認める施策
				部局横断的に取り組むこと
施策推進のため、当事者等に意見を聞き、その意見を尊重		施策推進のため、当事者等に意見を聞き、その意見を尊重	施策推進のため、当事者等に意見を聞き、その意見を尊重	施策推進のため、当事者等に意見を聞き、その意見を尊重
		観光旅行者その他の滞在者への対応		
		学校における手話の普及		
財政措置	財政措置	財政措置	財政措置	財政措置
委任	委任	委任	委任	委任
附則	附則	附則	附則	附則
平成31年4月1日施行	令和元年7月3日施行	令和2年4月1日施行	令和3年4月1日施行	令和 年 月 日施行

※1 高松市およびさぬき市は、「手話言語条例」および「情報コミュニケーション条例」を一体的に制定。

※2 観音寺市および三豊市は、2市による一体的な検討会を開催し、同様の内容の条例をそれぞれの市で制定。